

大分県知財戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 大分県知的財産総合戦略（以下「戦略」という。）において、外部有識者を交えて、戦略に記載された内容が着実に実施されているかを検証するため、「大分県知財戦略推進会議」を設置する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、戦略に記載された内容の進捗状況について検証し、社会経済環境の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて知財戦略の見直しを行う。

(組織)

第3条 推進会議の議員は、別表に掲げる外部有識者をもって構成する。
2 議員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 議員は、再任されることができる。
4 推進会議に議長を置き、議長は議員の互選によって定める。
5 推進会議に副議長を置き、副議長は議長の指名によって定める。

(運営)

第4条 推進会議は議長が招集し、主宰する。
2 議長が必要と認める場合は、推進会議に議員以外の者（オブザーバー等）を出席させることができる。

(開催回数)

第5条 開催回数については、2年目（R2）、3年目（R3）、4年目（R4）、5年目（R5）の4回開催する。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、大分県商工観光労働部新産業振興室に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関する必要な事項は、議長が推進会議に諮り、その都度定める。

附則

この要綱は、令和元年 8月22日から施行する。

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。

この要綱は、令和3年10月 6日から施行する。

(別表)

大分県知財戦略推進会議議員名簿

○議 員 (13名)

所 属	職	氏 名
大分大学研究マネジメント機構 知的財産管理部門	部門長	松下 幸之助
大分県立芸術文化短期大学 情報コミュニケーション学科 知的財産支援室	准教授・次長(弁理士)	野田 佳邦
九州経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 知的財産室	地域知財活動調査員	小野 智美
日本弁理士会 九州会	幹事(大分県)	丹生 哲治
日本貿易振興機構 大分貿易情報センター	係長	山本 菜摘
佐伯市番匠商工会	経営指導員	森田 知恵子
Office il Sole	代表(中小企業診断士)	高橋 陽子
一般社団法人 大分県工業連合会	理事	河野 亨
フーズテクニカルサービス	副代表	弘蔵 周子
大分県漁業協同組合 女性部	部長	浪井 洋子
株式会社デンケン 管理本部 管財部 法務課		森 順二
モバイルクリエイト株式会社 技術開発部	部長	尾石 上人
株式会社トライティック	代表取締役	竹崎 博

○オブザーバー (1名)

所 属	職	氏 名
大分県発明協会	事務局長	岡部 敬三

○事務局 (5名)

所 属	職	氏 名
大分県 商工観光労働部	理事	高野 信一
大分県 商工観光労働部 新産業振興室	室長	市原 淳介
同	室長補佐(総括)	成迫 研太
同	主任	和田 貴臣